

守口市子育て短期支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、経済的な理由により緊急一時的に母子等を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設（以下「実施施設」という。）において、一定期間、養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る子育て短期支援事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保護者 児童を養育している者をいう。

(2) 児童 5歳児に達するまでの者をいう。

(3) 母子等 児童の母その他女性の保護者及びその児童をいう。

(4) 休日 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(事業の種類及び内容)

第3条 事業の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 短期入所生活援助事業

ア 内容

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、経済的な理由により緊急一時的に母子等を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

イ 対象者

守口市の区域内に居住し、かつ、次に掲げる事由等のいずれかに該当する家庭のそれぞれ当該各号に定める者とする。

(ア) 保護者の疾病、育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等
身体上又は精神上の事由 当該保護者が養育する児童

(イ) 保護者の出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育上の事由 当該保護者が養育する児童

(ウ) 保護者の冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等
社会的な事由 当該保護者が養育する児童

(エ) 経済的理由等により、緊急一時的に母子等の保護が必要となった場合 当該母子等

ウ 利用の期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市長が必要があると認めた場合は、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

(2) 夜間養護等事業

ア 内容

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、当該児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

イ 対象者

守口市の区域内に居住し、かつ、保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

(申請等)

第4条 保護者は、あらかじめ子育て短期支援事業申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭又は電話等による申出を行い、事後に申請書を提出することができる。

2 保護者は、申請書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 生活保護法の適用を受けている世帯にあっては、生活保護を受給していることを証する書類

(2) 市民税非課税世帯等にあっては、現年度分の市民税非課税証明書（施設の初日利用日が4月から6月までの間にあっては、前年度分の市民税非課税証明書）

3 市長は、申請書の提出があったときは、事業の対象者及びその家庭の状況について記載した子育て短期支援事業（延長）申込調書（以下「申込調書」という。）を速やかに作成するものとする。ただし、市長は、緊急やむを得ない場合は、保護者による口頭又は電話等による申出に基づき、申込調書を作成することができる。

(決定等)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、事業の利用を認める決定をしたときは、子育て短期支援事業台帳に事業の対象者及びその家庭状況を登録し、子育て短期支援事業決定（延長）通知書（以下「決定通知書」という。）により保護者に通知するものとする。

2 市長は、申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、事業の利用を認めない決定をしたときは、子育て短期支援事業（延長）不承認通知書（以下「不承認通知書」という。）によりその理由を示して、保護者に通知するものとする。

3 緊急やむを得ない場合における第1項又は前項の適用については、保護者による口頭又は電話等による申出があったときは、保護者から申請書の提出があったものとみなして適用するものとする。

(期間の延長)

第6条 市長は、事業を利用している保護者（以下「利用者」という。）から、その期間の延長の申出があったときは、速やかに利用者及びその家庭の状況について、申込調書を作成するものとする。

2 市長は、事業の利用の延長を認める決定をしたときは決定通知書により、事業の利用の延長を認めない決定をしたときは不承認通知書によりその理由を示して、利用者に通知するものとする。

(利用の解除)

第7条 利用者は、第3条に規定する対象者に該当しなくなったときは、直ちに市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の申出があったときは、速やかに事業の利用の解除を決定し、子育て短期支援事業解除通知書により、利用者に通知するものとする。

(実施施設への通知)

第8条 市長は、第5条第1項の規定により事業の利用を認める決定をしたとき又は第6条第2項の規定により事業の利用の延長を認める決定をしたときは、実施施設に対し、子育て短期支援事業（延長）委託書に申込調書の写しを添えて通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により事業の解除の決定を行ったときは、実施施設に対し、子育て短期支援事業解除通知書により通知するものとする。

(費用)

第9条 短期入所生活援助事業に要した経費の負担区分については別表第1とし、夜間看護等事業に要した経費の負担区分については別表第2とする。

2 前項に規定する負担区分に基づいて、市及び利用者は、それぞれの負担部分に係る費用を実施施設に支払うものとする。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、事業を実施するに当たっては、児童相談所、母子自立支援等の関係機関との十分な連携を図るものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、事業主管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

短期入所生活援助事業

年齢区分等	日額単価	負担区分（単位：円）					
		生活保護世帯		市町村民税非課税世帯		その他の世帯	
		利用者	市	利用者	市	利用者	市
2歳未満児・慢性疾患児	10,700	0	10,700	1,100	9,600	5,350	5,350
2歳以上児	5,500	0	5,500	1,000	4,500	2,750	2,750
緊急一時保護の場合の母等	1,500	0	1,500	300	1,200	750	750

別表第2（第9条関係）

夜間養護等事業

	日額単価	負担区分（単位：円）					
		生活保護世帯		市町村民税非課税世帯		その他の世帯	
		利用者	市	利用者	市	利用者	市
基本分	1,500	0	1,500	300	1,200	750	750
宿泊分	1,500	0	1,500	300	1,200	750	750
休日分	2,700	0	2,700	350	2,350	1,350	1,350

備考

- 1 金額は、それぞれ利用者1人当たりの額とする。
- 2 この表の規定にかかわらず、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準じる父子家庭の世帯で、市町村民税非課税世帯に該当する世帯は、負担を免除する。
- 3 第2項の表中「基本分」とは、おおむね午後6時から午後10時までの時間に相当する部分をいい、「宿泊分」とは、おおむね午後10時から翌日午前8時までに相当する部分をいう。